

事務連絡
令和3年2月3日

一般社団法人日本旅行業協会
一般社団法人全国旅行業協会 御中

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき期間の
延長等を受けた対応について（依頼）

昨日開催された第54回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が栃木県を除く10都府県に変更されるとともに、これらの地域に緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されることが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。これを踏まえ、同日持ち回りにて開催された第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、貴協会におかれては、傘下会員に対して、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の更なる徹底等感染拡大防止に係る取り組みについて協力依頼等行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添）国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡及び第17回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（参考URL）（新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）資料）

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r030202.pdf